官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○令和八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（二五九）　二
○令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（二六〇）　三
○令和八年熊本地震による災害についての総合法律支援法第三十条第一項第四号の規定による指定等に関する政令（二六一）　三

〔その他告示〕
○令和八年熊本地震による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による特定権利利益に係る満了日を延長する措置について定める件（国家公安委三七）　三
○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件（法務六九）　七
○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件（法務・厚生労働六）　八
○令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令により指定された令和八年熊本地震による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件（法務・国土交通二）　九
○令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令により指定された令和八年熊本地震による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件（国土交通一〇三七）　二
○令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令により指定された令和八年熊本地震による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件（国土交通・環境五）　二
○令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令により指定された令和八年熊本地震による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件（観光庁一七）　二

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

本号で公布された法令のあらまし

◇令和八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第二百五十九号）（内閣府本府）

1　令和八年熊本地震による災害を激甚災害として指定する。（本則関係）

2　当該激甚災害に対し、次に掲げる措置を適用する。（本則関係）

⑴　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

⑵　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

⑶　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

⑷　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

3　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第二百六十号）（内閣府本府）

1　令和八年熊本地震による災害を特定非常災害として指定すること。（第一条関係）

2　当該特定非常災害に対し、次に掲げる措置を適用すること。（第二条関係）

⑴　行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置

⑵　期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置

⑶　債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置

⑷　相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置

⑸　民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する措置

3　この政令は、公布の日から施行すること。（附則関係）

◇令和八年熊本地震による災害についての総合法律支援法第三十条第一項第四号の規定による指定等に関する政令（政令第二百六十一号）（法務省）

1　令和八年熊本地震による災害を総合法律支援法第三十条第一項第四号に規定する非常災害として指定する。（第一条関係）

2　１の非常災害についての総合法律支援法第三十条第一項第四号の政令で定める地区は、令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域とする。（第二条第一項関係）

3　１の非常災害についての総合法律支援法第三十条第一項第四号の政令で定める期間は、この政令の施行の日から令和九年七月二十七日までとする。（第二条第二項関係）

4　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

政　令

令和八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年八月七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百五十九号

令和八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
令和八年熊本地震による災害	法第三条から第六条まで及び第二十四条に規定する措置

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗
財務大臣兼内閣総理大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野　賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
国土交通大臣　金子　恭之

令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年八月七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百六十号

令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定非常災害の指定）

第一条　特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の特定非常災害として令和八年熊本地震による災害を指定し、同年七月二十八日を同項の特定非常災害発生日として定める。

（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定）

第二条　前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として、法第三条から第七条までに規定する措置を指定する。

（行政上の権利利益に係る満了日の延長期日）

第三条　第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、令和九年一月二十七日とする。

（特定義務の不履行についての免責に係る期限）

第四条　第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、令和八年十一月二十七日とする。

（法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置に係る期日）

第五条　第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、令和十年七月二十七日とする。

（相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置に係る地区及び期日）

第六条　第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める地区は、令和八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域とする。

２　第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める日は、令和九年三月三十一日とする。

（調停の申立ての手数料の特例に関する措置に係る地区及び期日）

第七条　第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める地区は、令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域とする。

２　第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める日は、令和十一年六月三十日とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
法務大臣　平口　洋

令和八年熊本地震による災害についての総合法律支援法第三十条第一項第四号の規定による指定等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年八月七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百六十一号

令和八年熊本地震による災害についての総合法律支援法第三十条第一項第四号の規定による指定等に関する政令

内閣は、総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第三十条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第三十条第一項第四号に規定する非常災害の指定）

第一条　総合法律支援法（次条において「法」という。）第三十条第一項第四号に規定する非常災害として、令和八年熊本地震による災害を指定する。

（法第三十条第一項第四号の政令で定める地区及び期間）

第二条　前条の非常災害についての法第三十条第一項第四号の政令で定める地区は、令和八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域とする。

２　前条の非常災害についての法第三十条第一項第四号の政令で定める期間は、この政令の施行の日から令和九年七月二十七日までとする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

法務大臣　平口　洋
内閣総理大臣　高市　早苗

その他告示

○国家公安委員会告示第三十七号

令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和八年政令第二百六十号）により指定された令和八年熊本地震による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による特定権利利益に係る満了日を延長する措置について次のとおり定める。

令和八年八月七日

国家公安委員会委員長　赤間　二郎

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第一項の規定による特定権利利益に係る満了日を延長する措置（以下「満了日延長措置」という。）の対象者は、次の表の上欄に掲げる法令の条項ごとに、令和八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域に住所（警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第五条第四項、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）附則第三条第一項及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第五十一条の八第六項の規定による特定権利利益については、その主たる営業所又は主たる事務所の所在地）を有する者又は法人であって同表の下欄に掲げるものとし、満了日延長措置による延長後の満了日は、令和九年一月二十七日とする。

対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項	対象者
銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の二第一項第一号	講習修了証明書の交付を受けている者
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第一号	現に許可済猟銃を所持している者
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第二号	震災、風水害、火災その他の災害により許可済猟銃を亡失し、又は許可済猟銃が滅失した者
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第三号	海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない事情により銃砲刀剣類所持等取締法第七条の三第二項の規定による許可の更新を受けることができなかった者

銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第四号	合格証明書の交付を受けている者
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第五号	教習修了証明書の交付を受けている者
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第七項第一号	講習修了証明書の交付を受けている者
銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第一項	銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可（同法第七条の三第二項の規定により更新された許可を除く。）を受けた者
銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第二項	銃砲刀剣類所持等取締法第七条の三第二項の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けた者
銃砲刀剣類所持等取締法第八条第一項第一号	銃砲刀剣類所持等取締法第四条又は第六条の規定による許可を受けた者
銃砲刀剣類所持等取締法第九条の五第二項	教習資格認定証の交付を受けている者
道路交通法第五十一条の八第六項	道路交通法第五十一条の八第一項に規定する登録を受けた法人
道路交通法第八十七条第六項	仮免許を受けた者
道路交通法第九十条第一項	道路交通法第八十九条第一項の運転免許試験に合格した者
道路交通法第九十五条の六第一項	道路交通法第九十五条の六第一項に規定する免許証又は免許情報記録に係る免許を受けた者
道路交通法第九十五条の六第二項	道路交通法第九十五条の六第二項に規定する免許証又は免許情報記録に係る免許を受けた者
道路交通法第九十六条の二	道路交通法第九十六条の二に規定する運転免許試験を受けようとする者
道路交通法第九十六条の三第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）	道路交通法第九十六条の三第一項に規定する運転免許試験を受けようとする者（同条第二項において準用する場合にあっては、同項に規定する運転免許試験を受けようとする者）
道路交通法第九十七条の二第一項第一号	道路交通法第八十九条第三項後段に規定する書面を有する者
道路交通法第九十七条の二第一項第二号	道路交通法第九十七条の二第一項第二号に規定する卒業証明書又は修了証明書を有する者

道路交通法第九十七条の二第一項第三号	道路交通法第九十七条の二第一項第三号に規定する免許証等の有効期間の更新を受けなかった者
道路交通法第九十七条の二第一項第三号イ	道路交通法第九十七条の二第一項第三号イに規定する免許申請書を提出した日における年齢が七十五歳以上の者
道路交通法第九十七条の二第一項第三号ロ	道路交通法第九十七条の二第一項第三号ロに規定する免許申請書を提出した日における年齢が七十五歳以上の者
道路交通法第九十七条の二第一項第三号ハ	道路交通法第九十七条の二第一項第三号ハに規定する免許申請書を提出した日における年齢が七十五歳以上の者
道路交通法第九十七条の二第一項第四号	道路交通法第九十七条の二第一項第四号に規定する免許証等の有効期間の更新を受けなかった者
道路交通法第九十七条の二第一項第五号	道路交通法第九十七条の二第一項第五号に規定する免許の取消しを受けた者
道路交通法第百条の二第一項第一号	準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許又は原付免許を受けた者
道路交通法第百条の二第一項第二号	準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許又は原付免許を受けた者
道路交通法第百一条の四第一項	免許証等の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上のもの
道路交通法第百一条の四第二項	免許証等の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの
道路交通法第百一条の四第三項	免許証等の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの
道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第二十六条の三の三第一項第二号（同条第三項において準用する場合を含む。）	大型自動二輪車免許を受けている者
道路交通法施行令第二十六条の三の三第一項第三号（同条第三項において準用する場合を含む。）	大型自動二輪車免許を受けている者
道路交通法施行令第二十六条の三の三第二項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）	普通自動二輪車免許を受けている者

道路交通法施行令第二十六条の三の三第二項第二号（同条第四項において準用する場合を含む。）	普通自動二輪車免許を受けている者
道路交通法施行令第二十六条の四第一項第一号	準中型自動車免許を受けている者
道路交通法施行令第二十六条の四第一項第二号	準中型自動車免許を受けている者
道路交通法施行令第二十六条の四第一項第三号	準中型自動車免許を受けている者
道路交通法施行令第二十六条の四第二項第一号イ	準中型自動車免許を受けている者
道路交通法施行令第二十六条の四第二項第一号ロ	準中型自動車免許を受けている者
道路交通法施行令第二十六条の四第二項第一号ハ	準中型自動車免許を受けている者
道路交通法施行令第二十六条の四第二項第一号ニ	準中型自動車免許を受けている者
道路交通法施行令第二十六条の四第二項第二号イ	普通自動車免許を受けている者
道路交通法施行令第二十六条の四第二項第二号ロ	普通自動車免許を受けている者
道路交通法施行令第二十六条の四第二項第二号ハ	普通自動車免許を受けている者
道路交通法施行令第二十六条の四第二項第二号ニ	普通自動車免許を受けている者
道路交通法施行令第三十三条の五の三第一項第一号ホ	道路交通法施行令第三十三条の五の三第一項第一号ホに規定する免許を受けていたことがある者
道路交通法施行令第三十三条の五の三第一項第二号	道路交通法施行令第三十三条の五の三第一項第二号に規定する講習を終了した者
道路交通法施行令第三十三条の五の三第二項第一号ハ	道路交通法施行令第三十三条の五の三第二項第一号ハに規定する免許を受けていたことがある者
道路交通法施行令第三十三条の五の三第二項第一号ロ	受けようとする免許に係る卒業証明書を有する者
道路交通法施行令第三十三条の五の三第二項第一号ハ	普通自動二輪車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の免許を受けていたことがある者
道路交通法施行令第三十三条の五の三第二項第一号ホ	道路交通法施行令第三十三条の五の三第二項第一号ホに規定する教習の課程を終了した者

道路交通法施行令第三十三条の五の三第二項第二号	道路交通法施行令第三十三条の五の三第二項第二号に規定する講習を終了した者
道路交通法施行令第三十三条の五の三第二項第二号ハ	普通自動車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の免許を受けていたことがある者
道路交通法施行令第三十三条の五の三第三項第二号	一般原動機付自転車に相当する種類の車両の運転に関する外国等の行政庁等の免許を受けていたことがある者
道路交通法施行令第三十三条の五の三第三項第三号	道路交通法第百八条の二第一項第二号に掲げる講習を終了した者
道路交通法施行令第三十三条の五の三第四項第一号ロ	受けようとする免許に係る卒業証明書を有する者
道路交通法施行令第三十三条の五の三第四項第一号ハ	道路交通法施行令第三十三条の五の三第四項第一号ハに規定する教習の課程を終了した者
道路交通法施行令第三十三条の五の三第四項第二号	道路交通法施行令第三十三条の五の三第四項第二号に規定する講習を終了した者
道路交通法施行令第三十四条の二第一号イ	道路交通法第八十九条第三項後段に規定する書面を有する者
道路交通法施行令第三十四条の二第一号ロ	受けようとする免許に係る卒業証明書を有する者
道路交通法施行令第三十四条の二第一号ホ	道路交通法施行令第三十四条の二第一号ホに規定する成績を得た者
道路交通法施行令第三十四条の二第二号ロ	受けようとする免許に係る卒業証明書を有する者
道路交通法施行令第三十四条の二第二号ニ	道路交通法施行令第三十四条の二第二号ニに規定する成績を得た者
道路交通法施行令第三十四条の五第一号ハ	道路交通法施行令第三十四条の五第一号ハに規定する成績を得た者
道路交通法施行令第三十四条の五第二号ハ	道路交通法施行令第三十四条の五第二号ハに規定する成績を得た者
道路交通法施行令第三十四条の五第三号ロ	道路交通法第八十九条第三項後段に規定する書面を有する者
道路交通法施行令第三十四条の五第三号ハ	道路交通法施行令第三十四条の五第三号ハに規定する成績を得た者
道路交通法施行令第三十四条の五第三号ニ	道路交通法施行令第三十四条の五第三号ニに規定する成績を得た者

道路交通法施行令第三十四条の五第四号	道路交通法施行令第三十四条の五第四号に規定する準中型自動車仮運転免許を受けようとする者
道路交通法施行令第三十四条の五第五号	道路交通法施行令第三十四条の五第五号に規定する普通自動車仮運転免許を受けようとする者
道路交通法施行令第三十四条の五第六号	道路交通法施行令第三十四条の五第六号に規定する免許を受けようとする者
道路交通法施行令第三十七条の六第一号	道路交通法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習を受けた者
道路交通法施行令第三十七条の六第二号	道路交通法施行令第三十七条の六第二号に規定する講習を終了した者
道路交通法施行令第三十七条の六第三号	道路交通法施行令第三十七条の六第三号に規定する運転免許取得者等教育の課程を終了した者
道路交通法施行令第三十七条の六の二第一号	道路交通法施行令第三十七条の六の二第一号に規定する講習を終了した者
道路交通法施行令第三十七条の六の二第二号	道路交通法施行令第三十七条の六の二第二号に規定する運転免許取得者等教育の課程を終了した者
道路交通法施行令第三十九条の二の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）	道路交通法第百五条の二第二項の規定による運転経歴証明書の交付又は同条第四項の規定による運転経歴情報の記録を受けようとする者
道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百五十八号）附則第九条第一号	道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号）附則第二条第二号に規定する限定が解除された者
道路交通法施行令の一部を改正する政令附則第九条第二号	道路交通法の一部を改正する法律附則第二条第二号に規定する限定が解除された者
道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第十八条の二第一項	道路交通法施行規則第十八条の二第一項に規定する講習を終了した者
道路交通法施行規則第二十六条の二	特定失効者又は特定取消処分者
道路交通法施行規則第二十六条の四第一号	道路交通法施行規則第二十六条の四第一号に規定する免許を受けた者
道路交通法施行規則第二十六条の四第二号	道路交通法施行規則第二十六条の四第二号に規定する適性検査を受けた者
道路交通法施行規則第二十六条の四第三号	道路交通法施行規則第二十六条の四第三号に規定する医師が作成した診断書その他の書類を公安委員会に提出した者

道路交通法施行規則第二十九条の二の三第一号	免許証等の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの
道路交通法施行規則第二十九条の二の三第二号	免許証等の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの
道路交通法施行規則第二十九条の二の三第三号	免許証等の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの
技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号）第十七条第一項第一号	技能検定員審査等に関する規則第十七条第一項第一号に規定する成績を得た者
技能検定員審査等に関する規則第十七条第一項第二号	技能検定員審査等に関する規則第十七条第一項第二号に規定する講習を修了した者
運転免許に係る講習等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第四号）第五条第一項	特定失効者
警備業法第五条第四項	警備業法第四条の規定による認定を受けた者及び同法第七条第二項の規定による認定の有効期間の更新を受けた者
デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第三条第一項	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の際現に警備業法第四条の認定を受けている者
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第十条第二項	犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第十条第三項	やむを得ない理由により犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第十条第二項に規定する期間を経過する前に同条第一項の申請をすることができなかった者
オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）第六条第三項	やむを得ない理由によりオウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律第六条第二項に規定する期間を経過する前に同条第一項の申請をすることができなかった者
国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）第九条第三項	国外犯罪被害弔慰金等の支給を受けようとする者
国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第九条第四項	やむを得ない理由により国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第九条第三項に規定する期間を経過する前に同条第一項の申請をすることができなかった者

備考　この表中の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ上欄に規定する法令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

○法務省告示第六十九号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

令和八年八月七日

法務大臣　平口　洋

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第九条の規定による承認であって、同法第十四条の規定により、令和九年一月二十六日以前にその効力を失うもの	令和八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域に住所を有する者	令和九年一月二十七日
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第十七条第二項の規定による指定であって、同法第十九条の規定により、令和九年一月二十六日以前にその効力を失うもの	令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域に住所を有する者	
工場抵当法（明治三十八年法律第五十四号）第八条第三項（他の法令で準用する場合を含む。）の規定に基づく工場財団の消滅がされないこと（同法第四十四条ノ二（他の法令で準用する場合を含む。）の規定による登記をした場合を除く。）	当該工場財団に係る所有権の登記名義人であって、令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域に住所を有するもの	
工場抵当法第十条（他の法令で準用する場合を含む。）の規定に基づき工場財団の所有権保存の登記の効力が失われることがないこと	当該工場財団に係る所有権の登記名義人であって、令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域に住所を有するもの	
相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（令和三年法律第二十五号）第十条の規定について承認を受けた承認申請者が負担金を納付することができること	令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域に住所を有する承認申請者	
相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行規則（令和五年法務省令第一号）第十二条の規定に基づき承認申請に係る土地の所有権の全部又は一部を承継した旨の申出をすることができること	承認申請に係る土地の所有権の全部又は一部を取得した者であって、令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域に住所を有するもの	

犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七号）第九条第一項の規定により被害回復給付金の支給の申請をすることができること	犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第九条第二項の規定により対象被害者の一般承継人が被害回復給付金の支給の申請をすることができること	犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第十四条第一項、第十五条第二項及び第十六条第一項の規定により被害回復給付金の支給を受けることができること	犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第十七条第一項の規定により資格裁定した者の一般承継人が未支給の被害回復給付金の支給の届出をすることができること	犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第三十五条第一項の規定により、外国譲与財産による被害回復給付金について、同法第二十九条において準用する同法第九条第一項（同法第二十条において準用する場合を含む。）の規定により被害回復給付金の支給の申請をすることができること	犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第十八条の特別支給手続において準用する同法第九条、同法第二十条の規定により被害回復給付金の支給の申請をすることができること、同法第二十九条において準用する同法第九条第一項（同法第二十条において準用する場合を含む。）の規定により被害回復給付金の支給の申請をすることができること、同法第三十九条において準用する同法第九条第一項（同法第二十条において準用する場合を含む。）の規定により被害回復給付金の支給の申請をすることができること、同法第三十九条において準用する同法第九条第二項（同法第二十条において準用する場合を含む。）の規定により被害回復給付金の支給の申請をすることができること、同法第三十九条において準用する同法第十条第一項、第十五条第二項及び第十六条第一項（これらの規定を同法第二十条において準用する場合を含む。）の規定により被害回復給付金の支給の申請をすることができること	犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第十八条の特別支給手続において準用する同法第九条第一項の規定により被害回復給付金の支給の申請をすることができること、同法第二十条の規定により被害回復給付金の支給の申請をすることができること、同法第二十九条において準用する同法第九条第一項（同法第二十条において準用する場合を含む。）の規定により被害回復給付金の支給の申請をすることができること、同法第三十九条において準用する同法第九条第二項（同法第二十条において準用する場合を含む。）の規定により被害回復給付金の支給の申請をすることができること、同法第三十九条において準用する同法第十条第一項、第十五条第二項及び第十六条第一項（これらの規定を同法第二十条において準用する場合を含む。）の規定により被害回復給付金の支給の申請をすることができること	犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第三十五条第一項の規定により、外国譲与財産による被害回復給付金について、同法第二十九条において準用する同法第九条第一項（同法第二十条において準用する場合を含む。）の規定により被害回復給付金の支給の申請をすることができること、同法第二十九条において準用する同法第九条第二項（同法第二十条において準用する場合を含む。）の規定により被害回復給付金の支給の申請をすることができること、同法第三十九条において準用する同法第十条第一項、第十五条第二項及び第十六条第一項（これらの規定を同法第二十条において準用する場合を含む。）の規定により被害回復給付金の支給の申請をすることができること
当該申請をしようとする者であって、令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域に住所を有するもの	当該申請をしようとする者であって、令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域に住所を有するもの	当該被害回復給付金の支給を受けようとする者であって、令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域に住所を有するもの	当該届出をしようとする者であって、令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域に住所を有するもの	当該申請若しくは届出をしようとする者又は当該被害回復給付金の支給を受けようとする者であって、令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域に住所を有するもの	当該申請若しくは届出をしようとする者又は当該被害回復給付金の支給を受けようとする者であって、令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域に住所を有するもの

用する場合を含む。）の規定により被害回復給付金の支給を受けることができること並びに同法第三十九条において準用する同法第十七条第一項（同法第二十条において準用する場合を含む。）の規定により資格裁定が確定した一般承継人が未支給の被害回復給付金の支給の届出をすることができること		出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条の二第一項に規定する在留資格及び同条第三項に規定する在留期間	令和八年熊本地震の発生の時において在留資格を有し、かつ、在留期間が令和九年一月二十六日までに満了する者であって、令和八年熊本地震に際し災害救助法第二条第一項に規定する災害により滅失した同法第二条第一項に規定する住居地があるもの及び当該町村の区域に住居地があるもの	
		出入国管理及び難民認定法第二十二条の二に規定する在留資格を有することなく本邦に在留することができる期間	日本の国籍を離脱した者又は出生その他の事由により出入国管理及び難民認定法第三章第二節の手続を経ることなく本邦に在留することとなる者であって、同法第二十二条の二第一項の規定により在留資格を有しないこととなるこれと同一の在留資格を有する期間がおおむね一年を超えないものとして法務大臣が定めるもの	令和八年熊本地震の発生の時において在留資格を有し、かつ、在留期間が令和九年一月二十六日までに満了する者であって、令和八年熊本地震に際し災害救助法第二条第一項に規定する災害により滅失した同法第二条第一項に規定する住居地があるもの及び当該町村の区域に住居地があるもの	
		出入国管理及び難民認定法第十九条の二十三第一項の規定による登録であって、同条第二項の規定により、令和九年一月二十六日以前にその効力を失うもの	令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条第一項に規定する災害により滅失した同法第二条第一項に規定する住居地があった市町村の区域に住所又は支援業務を行う事務所の所在地がある者	
		出入国管理及び難民認定法第十九条の五に規定する在留カードの有効期間	令和八年熊本地震の発生の時において、在留カードを所持し、かつ、在留カードの有効期間が令和九年一月二十六日までに満了する者であって、令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条第一項に規定する災害により滅失した同法第二条第一項に規定する住居地があった市町村の区域に住居地があるもの	

○法務省告示第六号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

令和八年八月七日

法務大臣　平口　洋

厚生労働大臣　上野賢一郎

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第九条に規定する特別永住者証明書の有効期間	令和八年熊本地震の発生の時において、特別永住者証明書を所持し、かつ、特別永住者証明書の有効期間が令和九年一月二十六日までに満了する者であって、令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条第一項に規定する災害により滅失した同法第二条第一項に規定する住居地があるもの及び当該町村の区域に住所を有する者	

○法務省・国土交通省告示第二号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

令和八年八月七日

法務大臣　平口　洋

国土交通大臣　金子　恭之

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第二十三条第一項の規定による許可であって、同法第三十一条第一項の規定により、令和九年一月二十六日以前にその有効期間が満了するもの	令和八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条第一項に規定する災害により滅失した同法第二条第一項に規定する住所又は外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第十条第二項に規定する監理事業を行う事業所の所在地がある者	令和九年一月二十七日
建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）第八条の規定に基づく建設機械の登記用紙の閉鎖がされないこと	当該建設機械に係る所有権の登記の登記名義人であって、令和八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条第一項に規定する災害により滅失した同法第二条第一項に規定する住所を有する者	令和九年一月二十七日

○国土交通省告示第千三十七号

令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和八年政令第二百六十号）により指定された令和八年熊本地震による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

令和八年八月七日

国土交通大臣　金子　恭之

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項に規定に基づく建設業の許可	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和九年一月二十七日
建設業法第二十七条の十八第一項の規定に基づく監理技術者資格者証の交付	特定被災地域内に住所を有する者	令和九年一月二十七日
建設業法第二十七条の二十三第一項の規定に基づく経営事項審査	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和九年一月二十七日
海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第十八条第五項（第十九条の六第二項及び第二十一条の五において準用する場合を含む。）の規定に基づく認可の申請	特定被災地域内に航路の起点を有する者	令和九年一月二十七日
海上運送法第十九条の十二第五項の規定を準用する第二十条第二項の規定に基づく貨客定期航路事業の相続	特定被災地域内に航路の起点を有する者	令和九年一月二十七日
海上運送法第十九条の十二第五項の規定を準用する第二十二条第二項の規定に基づく一般不定期航路事業の相続	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和九年一月二十七日
測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五条第一項の規定に基づく測量業者の登録	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和九年一月二十七日
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九条第三項の規定に基づく違反建築物に対する措置に係る通知書に対する意見の提出に代わる公開による意見の聴取の請求	特定被災地域内に住所を有する者及び特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和九年一月二十七日
建築基準法第九条第八項の規定に基づく緊急の必要がある場合の違反建築物の使用禁止又は使用制限の命令に対する公開による意見の聴取の請求	特定被災地域内に住所を有する者及び特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和九年一月二十七日
建築基準法第七十七条の十八第一項の規定に基づく指定確認検査機関の指定	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	令和九年一月二十七日
建築基準法第七十七条の三十五の二第一項の規定に基づく指定構造計算適合性判定機関の指定	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	令和九年一月二十七日
建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の規定に基づく建築士事務所の登録（特定被災地域内に在る事務所に係るものに限る。）	特定被災地域内に建築士事務所を有する者	令和九年一月二十七日
船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第七条の二第一項（第二十三条の十一において準用する場合を含む。）の規定に基づく海技免状及び操縦免許証の有効期間	特定被災地域内に住所を有する者	令和九年一月二十七日
道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四条第一項の規定に基づく一般貸切旅客自動車運送事業の許可	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	令和九年一月二十七日
道路運送法第七十九条の規定に基づく自家用有償旅客運送者の登録	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	令和九年一月二十七日
道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三十四条第一項（第七十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく臨時運行の許可	道路運送車両法第三十四条第一項（第七十三条第二項において準用する場合を含む。）に基づく臨時運行の許可を受けた自動車の経路（特定被災地域を運行の用に供するものに限る。）を運行の用に供する者	令和九年一月二十七日
道路運送車両法第三十六条の二第一項（第七十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく回送運行の許可	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和九年一月二十七日
道路運送車両法第七十一条の二第一項の規定に基づく限定自動車検査証の交付	令和八年熊本地震に伴って道路運送車両法第六十一条の二第一項の規定に基づき自動車検査証の有効期間を伸長する旨の公示（以下「伸長公示」という。）をした運輸支局長が別に公示する地域内にその使用の本拠の位置が定められている自動車の使用者	伸長公示をした運輸支局長が当該伸長公示で定める自動車検査証の有効期間の満了日

道路運送車両法第九十四条の五第一項の規定に基づく保安基準適合証及び保安基準適合標章の交付	伸長公示をした運輸支局長が別に公示する地域に事業場を置く道路運送車両法第九十四条の三第一項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章を受領した者	伸長公示をした運輸支局長が当該伸長公示で定める自動車検査証の有効期間の満了日
自動車登録令（昭和二十六年政令第二百五十六号）第十六条第一項の印鑑に関する証明書（特定非常災害発生日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付して行う同令第十四条第一項の規定に基づく申請書の提出	特定被災地域内に住所を有する者及び特定被災地域内にその使用の本拠の位置が定められている自動車の所有者	令和九年一月二十七日
自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）第二十五条第二項第二号の規定により国土交通大臣が適当と認める書類（特定非常災害発生日前三十日以内に作成されたものに限る。）を提出して行う道路運送車両法第二条第一項に規定する登録事項等証明書の交付の請求	特定被災地域内に住所を有する者	令和九年一月二十七日
宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第三条第一項の規定に基づく宅地建物取引業者の免許	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	令和九年一月二十七日
宅地建物取引業法第二十二条の二第一項の規定に基づく宅地建物取引士証の交付	特定被災地域内に住所を有する者	令和九年一月二十七日
水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第十六条の二第一項の規定に基づく指定給水装置工事事業者の指定	特定被災地域内に事業所を有する者	令和九年一月二十七日
不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）第二十二条第一項の規定に基づく不動産鑑定業者の登録	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	令和九年一月二十七日
小型船造船業法（昭和四十一年法律第百十九号）第十六条第三項の規定に基づく小型船造船業の相続	特定被災地域内に事業場を有する者	令和九年一月二十七日
タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第十九条第一項の規定に基づく登録実施機関の登録	特定被災地域内にタクシー業務適正化特別措置法第十九条第一項に規定する登録事務等を行う事務所を有する者	令和九年一月二十七日

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第二十一条第一項の規定に基づく浄化槽工事業の登録	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和九年一月二十七日
不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第四十一条第一項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	令和九年一月二十七日
不動産特定共同事業法施行規則（平成七年大蔵省・建設省令第二号）第五条第四項の規定に基づく適格特例投資家の届出を行った場合の適格特例投資家に該当することとなる期間	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	令和九年一月二十七日
住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第七条第一項の規定に基づく登録住宅性能評価機関の登録	特定被災地域内に住宅の品質確保の促進等に関する法律第七条第一項に規定する評価の業務を行う主たる事務所を有する者	令和九年一月二十七日
住宅の品質確保の促進等に関する法律第四十四条第一項の規定に基づく登録住宅型式性能認定等機関の登録	特定被災地域内に住宅の品質確保の促進等に関する法律第四十四条第一項に規定する認定等の業務を行う主たる事務所を有する者	令和九年一月二十七日
住宅の品質確保の促進等に関する法律第六十一条第一項の規定に基づく登録試験機関の登録	特定被災地域内に住宅の品質確保の促進等に関する法律第六十一条第一項の規定に基づく試験の業務を行う主たる事務所を有する者	令和九年一月二十七日
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第二十一条第一項の規定に基づく解体工事業の登録	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和九年一月二十七日
マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第四十四条第一項の規定に基づくマンション管理業者の登録	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	令和九年一月二十七日
マンションの管理の適正化の推進に関する法律第六十条第一項の規定に基づく管理業務主任者証の交付	特定被災地域内に住所を有する者	令和九年一月二十七日

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五条第一項の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	令和九年一月二十七日
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第三十六条の規定に基づく登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録	特定被災地域内に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十六条の規定に基づく判定の業務を行う主たる事務所を有する者	令和九年一月二十七日
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第五十三条第一項の規定に基づく登録建築物エネルギー消費性能評価機関の登録	特定被災地域内に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第五十三条第一項の規定に基づく評価の業務を行う主たる事務所を有する者	令和九年一月二十七日
住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二十二条第一項の規定に基づく住宅宿泊管理業者の登録	特定被災地域内に主たる営業所又は事務所を有する者	令和九年一月二十七日
賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和二年法律第六十号）第三条第一項の規定に基づく賃貸住宅管理業者の登録	特定被災地域内に主たる営業所又は事務所を有する者	令和九年一月二十七日
建設コンサルタント登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十七号）第二条第一項の規定に基づく建設コンサルタントの登録	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和九年一月二十七日
地質調査業者登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十八号）第二条第一項の規定に基づく地質調査業者の登録	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和九年一月二十七日
補償コンサルタント登録規程（昭和五十九年建設省告示第千三百四十一号）第二条第一項の規定に基づく補償コンサルタントの登録	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和九年一月二十七日
下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和六十二年建設省告示第千三百四十八号）第二条第一項の規定に基づく下水道処理施設維持管理業者の登録	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和九年一月二十七日
不動産投資顧問業登録規程（平成十二年建設省告示第千八百二十八号）第三条第一項の規定に基づく不動産投資顧問業の登録	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和九年一月二十七日
家賃債務保証業者登録規程（平成二十九年国土交通省告示第八百九十八号）第三条第一項の規定に基づく家賃債務保証業者の登録	特定被災地域内に主たる営業所又は事務所を有する者	令和九年一月二十七日

備考　特定被災地域とは、令和八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域をいう。

○国土交通省環境省告示第五号

令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和八年政令第二百六十号）により指定された令和八年熊本地震による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

令和八年八月七日

国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第二十条第三項の規定に基づく登録水質検査機関の登録	特定被災地域内に事業所を有する者	令和九年一月二十七日
水道法第三十四条の二第二項の規定に基づく登録簡易専用水道検査機関の登録	特定被災地域内に事業所を有する者	令和九年一月二十七日

備考　特定被災地域とは、令和八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域をいう。

○観光庁告示第十七号

令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和八年政令第二百六十号）により指定された令和八年熊本地震による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

令和八年八月七日

観光庁長官　木村　典央

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第三条の規定に基づく旅行業の登録	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和九年一月二十七日

備考　特定被災地域とは、令和八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域をいう。